

北広島市行財政構造改革・実行計画（案）

（平成 23 年度改訂版）

平成 23 年 8 月

目 次

1	行財政構造改革・実行計画の見直し経過	1
2	市政を取り巻く環境変化	1
3	改革の必要性	3
4	「行財政構造改革大綱」の基本目標	4
5	重点的な取り組み	4
6	実行計画の実施期間	5
7	実行計画の進行管理	5
8	中期財政推計（平成 23 年度～27 年度）	5
9	今後の行財政運営	7
10	具体的な改革事項	9

1 行財政構造改革・実行計画の見直し経過

北広島市は平成8(1996)年度に「行政改革大綱」を策定し、時代に即応した施策展開や行政運営などを目標として、改革に取り組みました。また、平成13(2001)年度には「地方分権時代における行政改革の推進方策」を定め、「市民主体の個性的で総合的な行政システムの構築」を目指して改革を進めました。

その後、行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立った新たな行財政運営を行うため、平成15(2003)年度から新たな行財政構造改革の検討を開始し、平成17(2005)年3月に民間有識者による行財政構造改革委員会から提言を受けて、同年5月に「行財政構造改革大綱」を策定しました。この大綱は、「単なる経費節減」や「事務手続きの簡素化」といった枠を超え、行政への市民参加、公益活動団体との協働、政策評価と情報公開など、行政運営システムを構造的に改革することを目指したものとなっています。さらに同年10月、この大綱に基づき110項目の改革項目を掲げた「行財政構造改革・実行計画」を定め、行財政構造改革に取り組んできました。

平成20(2008)年3月には、税制改正や第3次実施計画の策定に伴い、長期財政推計の見直しが必要になったことから、実行計画についても、取組予定や内容の見直しを行いました。

平成22(2010)年8月には、大綱策定から5年が経過したことから、実行計画の進行状況など改革推進期間の前半の検証を行い、後半5年間にどのような改革を進めていくか基本的な考え方をまとめた「行財政構造改革大綱、実行計画の検証について」(報告書)を作成しました。

今回の「行財政構造改革・実行計画」の見直しでは、前半5年間の検証結果を踏まえ、大綱の理念や基本目標の変更を行わなかったことから、現計画を基本とし、質の高い安定したサービスを提供するため、さらなる行財政構造改革を進めていく計画としました。

2 市政を取り巻く環境変化

(1) 少子高齢化の急速な進行

我が国では、他の先進国に例を見ないスピードで少子高齢化が進行する一方、総人口は平成16(2004)年にピークを迎えた後、減少に転じ、その後も減少を続けると予測されています。

今後は、税を負担する層が減少し、公共サービスに対する需要が増加します。また、経済成長の鈍化による税収への影響が懸念されるとともに、特に年金制度の担い手である現役世代に対する受給世代の比率が高まるなど、社会保障制度などをめぐる環境は厳しさを増し、抜本的な制度設計の見直しが必要とされています。

平成22(2010)年国勢調査では、北広島市の人口は60,370人(平成22年10月1日現在)となり、前回調査の平成17(2005)年に比べて、307人の減少となりました。

また、次表で示すように少子高齢化が進行し、保健、医療、福祉、介護、生涯学習等の行政需要が増大するとともに、それに伴う経費が今後さらに増加するものと考えられます。

●表 北広島市の年齢3区分別人口の推移

	平成6年10月1日		平成16年10月1日		平成22年10月1日	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
年少人口(0～14歳)	9,823	18.6	8,678	14.4	8,100	13.4
生産年齢人口(15～64歳)	37,097	70.4	41,490	68.9	39,335	64.9
老年人口(65歳以上)	5,786	11.0	10,085	16.7	13,188	21.7
合計	52,706	100.0	60,253	100.0	60,623	100.0

(住民基本台帳人口)

(2) 地方自治体の財政状況

近年、日本経済は世界的な金融危機の影響を受け、景気後退局面に入り、生産、収益等の減少、さらには雇用情勢の悪化など取り巻く環境は著しく悪化しており、国や地方自治体の税収が落ち込みました。現在、国と地方を合わせた長期債務残高は、平成21(2009)年度末で825兆円に達し、国内総生産(GDP)の1.7倍にも上り、極めて厳しい財政状況にあります。

また、国が進めた三位一体改革(地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」を一体的に行うもの)では、税源移譲が十分ではなく、地方交付税が減少したことから、地方自治体は厳しい財政運営を強いられることになりました。

加えて平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災により、日本の社会経済は深刻な打撃を受けており、地方財政運営は一段と厳しい状況が予想されます。

本市では、主な収入である「市税」と「地方交付税」は、平成11(1999)年度をピークに減少していましたが、近年、税源移譲に伴う市税の増加などによりほぼ横ばいで推移しています。また、支出については、扶助費(生活保護、医療費扶助、教育扶助などの費用)は増加傾向にあります。人件費や公債費(公共施設の整備などのために借りた資金の返済費用)は減少傾向にあります。

(3) 地方分権改革の進展

平成12(2000)年4月に、いわゆる「地方分権推進一括法」が施行され、地方自治体の責任範囲が拡大されたことに伴い、自治体は自らの責任において地域の課題に取り組む時代に入りました。平成18(2006)年12月には、「地方が主役の国づくり」を掲げた地方分権改革推進法が成立し、自治行政権・自治財政権・自治立法権を有する完全自治体を目指し、地方自治体がより重要な役割を担う取り組みが進められました。

平成22(2010)年6月には、住民に身近な行政は、地方公共団体が総合的に担うとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会を築くための基本的な考え方を示した地域主権戦略大綱が閣議決定されました。

地方分権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくるというものであり、地方自治体は、これまで以上に住民の意見を生かして、自らの判断で計画をつくり、その地域の特性にあった独自の行政を推進していくことになり

ます。行政、住民、企業、公益活動団体も、それぞれが役割を認識し、ともにまちづくりを進めていく関係へと転換していく必要があります。

特に市町村は、住民に一番身近な基礎自治体として、地域の中で包括的な役割を果たすことが求められています。

本市では、地域ごとの細やかな施策や地域の自主性を生かした施策を展開するために、「市民が行政活動に参加するための制度」や「公益活動団体との協働の仕組」を整備してきましたが、今後は、この制度の定着化を図っていきます。

また、市民と行政がお互いの情報を共有し、議論しながら、まちづくりを進める環境を整備していくことが必要です。市民と行政がパートナーとして、事務事業などを共通の目線で見直し、地域にとって真に必要な行政需要を選択する。さらに、市民が担った方が効果的なものは市民の手に委ねるなど、市民と行政の役割分担を明らかにしていかなければなりません。

3 改革の必要性

地方自治体を取り巻く環境は、今後も厳しい社会経済状況が続き、また、地方分権改革の進展などにより、多岐にわたる分野で市の行政サービスへのニーズの高まりが予想されます。このため、市では財政の健全運営はもとより、行財政運営のあり方そのものの改革が迫られています。

本市では、平成 17(2005)年度から北広島市行財政構造改革・実行計画に基づき改革を進め、政策評価の導入、職員数の適正管理や給与制度の見直し、受益者負担の見直し、民間活力の導入、市民参加・協働への取り組みを進めてきましたが、財政面では基金取り崩しなど財源対策を講じることにより、収支の均衡を図ってきています。

今後、新たな財政需要への対応や、平成 23(2011)年度を計画初年度として、平成 32(2020)年度までを期間とする「北広島市総合計画」を着実に推進していくためには、さらなる行財政運営の改革が必要になります。

なお、平成 22(2010)年度末における実行計画の改革項目の実施率は 91.6%になっていますが、一つひとつの改革項目において「実施」段階は通過点に過ぎず、実施した改革をさらに充実・拡大しながら継続していくことが重要になります。

4 「行財政構造改革大綱」の基本目標

行財政構造改革は、次の4項目を基本目標として、行財政システム全般についての改革・改善を推進します。

(1) 政策評価の推進

成果を重視する行政運営への転換、情報公開による政策の透明性と説明責任の確保、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図るため、政策評価を推進し、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)という行政運営サイクルの確立を目指します。評価結果は、施策や事業の改善や選択等に活用し、市民に公表していきます。

(2) 市民参加・協働の推進

市民が行政に参加する制度や公益活動団体との協働の基本方針などを市民とともに策定し、市民との協働社会の実現に向けて、各種の方策を実施します。また、その前提として、行政情報を分かりやすく積極的に市民に提供することにより、市民と行政との情報の共有を促進します。

(3) 健全な財政運営の推進

市民生活に必要な行政サービスの水準を確保していくためには、財政の健全性を維持することが重要です。このため、市民負担の公平性も視野に入れて財源確保の方策を総合的に実施していきます。また、より効率的な行財政運営を図るため、コスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想の活用方を導入していきます。

(4) 行政運営システムの改革の推進

市民とともにまちづくりを進めるため、従来の行政運営システムを根本的に見直す必要があります。効率的で質の高い行政サービスの提供や、簡素で効率的な行政組織、職員数の適正化、地方分権時代の行政課題に的確に対応できる市職員の育成などについて改革を進めます。

5 重点的な取り組み

本市で予算の収支の均衡を図ることができるのは、基金取り崩しなど財源対策を講じた結果であることから、基金積立など基金運用について総合的な検討を進めます。また、限られた財源の中で、歳入状況に見合った歳出の規模で財政運営を行うため、政策評価を活用し、事業の廃止を含めた見直しを行い、施策や事務事業の選択と集中を進めます。

さらに、民間に任せる業務と行政が担う業務を整理するとともに、市民や民間組織とのパートナーシップを進めるなど、公共サービスを継続的に提供できる行政の実現を目指します。

公共施設の老朽化が進むなか、計画的な行財政運営を推進していくため、中長期財政推計や総合計画推進計画の策定にあたっては、公共施設ストック計画や公共施設再配置計画などを活用するシステムを構築します。

職員数の適正化については、地方分権型社会の進展、基礎自治体への権限移譲による業務範囲の拡大など本市を取り巻く環境が大きく変化していることから、総合的な検討を進めます。

6 実行計画の実施期間

実行計画は平成 17（2005）年度から平成 26（2014）年度までの 10 年間を実施期間としています。

7 実行計画の進行管理

個別の改革項目ごとに毎年度進行状況を把握して、実施する上での課題を早期に発見して解決方法を検討するとともに、改革の進行状況を公表します。

また、社会・経済状況の変化、国や道の制度改正などにより、改革項目の見直しを行う必要が生じた場合には、項目の追加や変更などを行いながら、改革を実行していきます。

8 中期財政推計（平成 23 年度～27 年度）

中期財政推計では、北広島市総合計画（第 5 次）の推進計画期間を含む、平成 23(2011)年度から平成 27(2015)年度までの 5 か年間の収支見通しを推計しています。本計画では平成 26(2014)年度までの推計値を利用しています。

推計にあたっては、平成 23(2011)年度当初予算を基礎に地方税財政制度など現行の制度を前提としながら、一定の条件のもと一般会計における一般財源ベースで推計しました。

歳入では、推計期間中の一般財源総額は、平成 23(2011)年度と平成 27(2015)年度の推計値を比較すると、地方交付税において起債償還額の減少から普通交付税の減額が見込まれるものの、市税や地方譲与税等の増額が見込まれることから、一般財源総額では、1.4% (H27/H23) 増とほぼ横ばいで推移するものとして推計しました。

歳出に伴う一般財源は、総合計画推進計画に掲載されている事業費（政策経費）のほか、経常的な経費や職員給与費、公債費等を試算し、歳出に必要な一般財源総額で 2.1% (H27/H23) 増加するものと推計しました。

【歳入一般財源総額】

(単位：百万円)

H23	H24	H25	H26	H27	H27/H23
13,418	13,570	13,617	13,669	13,602	101.4%

【歳出一般財源総額】

(単位：百万円)

H23	H24	H25	H26	H27	H27/H23
13,418	13,721	13,862	13,815	13,703	102.1%

平成 23(2011)年度から平成 26(2014)年度までの収支の状況は、次表「一般財源収支推計(平成 23 年度～平成 26 年度)」のように、5 億 4 千 2 百万円の収支の不足が見込まれます。

なお、総合計画における推進計画は、社会状況の変化、市民ニーズや地域課題などに的確に対応できるよう、毎年度の進行状況等を把握し、見直しを行いながら、1 年ごとに更新します。このため、中期財政推計についても推進計画のローリングと連動し、最新の地方財政対策や地方税制度などの改正に対応しながら、見直しを行っていきます。

(中期財政推計の条件)

1 歳入

○市税

◇個人市民税～生産年齢人口の減少や老年人口の増加により所得割額の減少が見込まれるものの、景気の動向が不透明であることから、横ばいで推移するものとして推計するが、平成 24(2012)年度からの扶養控除の一部廃止に伴う税制改正分を見込んだ。

◇法人市民税～個人市民税と同様に、景気の動向が不透明であることから横ばいで推移するものとして推計するが、新工業団地の開発など新たな企業の進出による増収分を見込んだ。

◇固定資産税～土地は下落傾向、家屋・償却資産は横ばいで推移するものとして推計するが、新工業団地の開発による増収分を見込んだ。

○地方交付税

平成 23(2011)年度地方財政対策を基本としながら、国の「財政運営戦略」における中期財政フレームによる地方の一般財源総額の確保を前提としながら、市税や公債費などの動向を考慮し推計した。

2 歳出

○義務的な経費

◇人件費～第 3 次定員適正化計画を踏まえ、平成 24(2012)年度職員数を 435 人(一般会計分)とした。平成 25(2013)年度以降についても同数により推計した。給料・手当については、給与改定を見込まず現行の給与体系により推計した。ただし、各年度の退職者数及びこれに伴う新規採用者を見込んだ。共済費については、過去の推移を参考に推計し、退職手当組合負担金については、平成 25(2013)年度が 3 年ごとの精算年であるため、増加費用を見込んだ。

◇公債費～すでに償還額が確定している平成 21(2009)年度借入債のほか、平成 22(2010)年度借入予定額及びその後の借入に伴う償還見込み額を加算した。平成 23(2011)年度当初予算においては、財源対策として減債基金からの繰入金(取り崩し)を充てているが、平成 24(2012)年度以降はこれを見込まない。

◇扶助費～各制度において、過去の受給者数の動向、年少人口の減少や老年人口の増加などの人口動態、さらに景気低迷による影響などを考慮した。

一般財源収支推計（平成 23 年度～平成 26 年度）

（単位：百万円）

		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
歳入	市税		7,213		7,340		7,338		7,345
	地方交付税		4,856		4,888		4,924		4,956
	普通交付税		3,519		3,481		3,517		3,549
	特別交付税		335		405		405		405
	臨時財政対策債		1,002		1,002		1,002		1,002
	譲与税・交付金		1,185		1,187		1,201		1,214
	その他（繰越金等）		164		155		154		154
			13,418		13,570		13,617		13,669
	（対前年）				152		47		52

歳出	義務的な経費	11,630	7,703	11,647	7,814	11,817	7,905	11,778	7,799
	人件費	4,601	4,423	4,493	4,300	4,564	4,366	4,374	4,181
	公債費	2,461	1,963	2,559	2,176	2,542	2,159	2,582	2,199
	扶助費	4,568	1,317	4,595	1,338	4,711	1,380	4,822	1,419
	経常的な経費	3,103	2,749	3,103	2,749	3,103	2,747	3,104	2,747
	政策的な経費	3,280	1,470	4,758	1,679	4,946	1,628	4,415	1,662
	建設事業等	1,335	247	2,932	438	3,171	430	2,700	500
	上記以外の経費	1,945	1,223	1,826	1,241	1,775	1,198	1,715	1,162
	特別会計への繰出金	1,722	1,496	1,708	1,479	1,809	1,582	1,837	1,607
	【歳出計】	19,735	13,418	21,216	13,721	21,675	13,862	21,134	13,815
	（対前年）			1,481	303	459	141	△541	△47

一般財源収支	△151	△245	△146
--------	------	------	------

収支不足推計額（平成 23 年度～平成 26 年度）

△542

収支の推計（一般財源ベース）は、現行制度の継続を基本として6ページに掲載している「中期財政推計の条件」により推計しています。
 推計による収支の不足額は、毎年度の予算編成において事業費の精査等を行うとともに、財源状況によっては、基金の取り崩しなどの財源対策により、単年度の収支の均衡を図っていきます。また予算の執行段階においても、経費の節減等に努めることにより決算ベースで約1億円の繰越金を次年度の推計に計上しています。

9 今後の行財政運営

本市では平成 17（2005）年度以降、行財政構造改革大綱の4つの基本目標の達成に向け、実行計画改革項目を実施してきました。この間、政策評価の導入、市民主体のまちづくりに向けた基盤構築、財源確保のための総合的な対策の実施や民間経営手法の活用、職員の適正化や職員研修の充実を図るなど、市民サービスを具体化するため、行財政システム全般にお

たり改革を着実に進めてきました。

また、平成 17(2005)年度から平成 21(2009)年度までの改革項目の効果額は、8 億 3 千万円を超えており、その効果は中期財政推計にも反映されています。

なお、平成 22(2010)年度末における 111 件の改革項目（取組停止項目 4 件を含む）の進行状況は、実施、一部実施項目を合わせ 98 件になり、実施率は 91.6%になっています。

平成 23(2011)年度から平成 26(2014)年度までの財政推計では、平成 23(2011)年度当初予算を基礎に現行の地方税財政制度を前提とし、事業の積み上げを行ったことから、5 億 4 千 2 百万円の収支の不足となっています。この収支の不足を解消し、財政の均衡を保つため、今後も、歳入確保の努力や歳入に見合った歳出構造への転換を図っていきますが、毎年度、政策評価を活用し、重点施策を中心に効果的で効率的な事業を選択し、財源を重点的に配分します。また、予算策定や日々の予算執行に当たっては、事務の精査を徹底します。

同時に、時代にふさわしい事業のあり方を再度検証し、市民と行政の役割を明らかにし、多様な主体がそれぞれの自主性と責任のもとで公共領域を担うなど質の高い安定した行政の実現を目指します。

また、新たな改革項目の実施や実施済みの改革項目をさらに充実・拡大します。

行財政構造改革を継続し持続可能な行政を進めていくためには、職員一人一人の改革に対する意識の向上が不可欠であり、そのうえで市民の方々に本市の厳しい財政状況と、この状況を改善するための改革の必要性を理解していただくことが重要であると考えています。

10 具体的な改革事項

表中の記号は改革の進行段階を表し、各記号の意味は次のとおりです。

- 実施(①当初の改革内容の全体を実施した段階 ②改革による新たな制度やサービスが本格稼働する段階)
- ▲ 一部実施(①当初の改革内容の一部を実施した段階 ②委員会設置や条例制定など実施に向けた具体的な取組みに着手した段階)
- 調査検討(内部的な調査・検討)
- ➡ 継続(前年度の段階を継続しながら、さらに充実を図る)

基本目標1 政策評価の推進

1-(1) 政策評価の実施

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 ➡継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定				担当課
					23	24	25	26	
1	事務事業評価の充実	評価結果を予算編成や施策方針に活用するとともに、市民に分かりやすい形で積極的に評価結果を公表する。	政策形成や予算編成に活用できる新たな政策評価システムを構築する。(総合計画推進計画の進行管理を含む)	▲	●	➡			行政推進課
2	施策評価の導入	事務事業の選択や重点化を図るため、施策を構成する事務事業の優先度を明らかにする施策評価を導入する。	政策形成や予算編成に活用できる新たな政策評価システムを構築する。(総合計画推進計画の進行管理を含む)	▲	●	➡			行政推進課
3	外部評価の導入	評価の客観性や信頼性を確保するため、市民等による外部評価制度を導入する。	総合計画推進計画の進行管理との関わり方について検討する。	●	➡				行政推進課
4	公共施設評価の導入	事務事業評価を補完するため、分野別の評価として公共施設評価を導入する。	政策評価システムや公共施設ストック計画等との連携を図る。	▲	➡			●	行政推進課

基本目標2 市民参加・協働の推進

2-(1) 市民参加の推進

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 ➡継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定				担当課
					23	24	25	26	
5	市民参加条例等の策定	市民が市政運営の様々な分野に参加することを制度化するため、新たに設置する市民委員会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で条例等を策定する。	—	●	➡				行政推進課
6	市民意識調査の実施	市民主役の行政を実践するため、市の施策について満足度、重要度などを定期的に調査する。	政策評価での市民満足度調査、重要度調査の活用を検討する。	●	➡				政策調整課 行政推進課
7	ミニ市場公募債の導入	市民密着型の施設を建設する際などに、市民参加型のミニ市場公募債を導入する。	—	●	➡				財政課
8	市民電子会議室の設置	行政への市民参加を促進するため、市のホームページ上に電子会議室を設置する。	—	●	➡				情報推進課

2-(2) 情報の共有化

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 ➡継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定				担当課
					23	24	25	26	
9	行政情報の積極的公表	報道機関への定期的な情報提供など様々なメディアや手法を活用し、行政情報を積極的に公表する。	地上デジタル放送などでの情報発信について調査・検討する。	▲	➡				市民課 情報推進課
10	ホームページの充実	市民への情報提供を進めるため、市役所の担当部局ごとのホームページ掲載、更新を進め充実を図る。	—	●	➡				情報推進課
11	市民要望、よくある質問などの公表	過去に寄せられた要望や質問とそれに対する回答をデータベース化し、ホームページなどで公表する。	—	●	➡				市民課
12	予算編成過程の情報の公表	市の予算編成過程の情報を公表する。	—	●	➡				財政課
13	会議録等の迅速な公表	音声入力ソフトを導入することにより会議録等を迅速に作成し、積極的に公表する。	—	●	➡				情報推進課

2-(3) 協働の推進

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
14	公益活動団体との協働の指針策定	地域社会と密着した活動を行う公益活動団体や市民との協働を推進するため、新たに設置する（仮称）協働推進懇談会を中心として、広く意見を求めながら、市民と協働で指針を策定する。	—	●	→					行政推進課
15	公益活動団体の活動の場の確保	公益活動団体の活動を支援するため、継続的な活動の場を確保する。	—	○	○	▲	●	→		行政推進課
16	公益活動団体への業務委託の推進	専門性、先見性をもって活動する団体を支援するとともに、市民サービスを向上するために、市の業務の公益活動団体への委託を推進する。（協働指針に基づく公益活動団体との協働促進策として、補助金等の制度を創設することとした。）	「公益活動事業補助金」、「協働事業提案制度」の運用を継続する。	●	→					行政推進課
17	公共施設の里親制度の導入	市民や町内会、企業、学校などが、公園、道路、河川等を養子にみだてて、愛情と責任をもって清掃美化する制度（アドプトプログラム）を導入する。	—	●	→					都市整備課
18	災害時における市民との協働体制の強化	自主防災組織の設立を促進し、体制を強化することにより、災害時における市民との協働体制を強化する。	平成23年度、地域防災計画を改定する。	▲	●	→				危機管理課

基本目標3 健全な財政運営の推進

3-(1) 補助金の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
19	補助金の終期の設定	すべての補助金について、補助期間を原則3年間とする。	補助金等評価に基づき補助金の終期を設定する。（政策評価システム内で運用する）	●	→					財政課 行政推進課
20	補助金廃止の検討	事務事業評価において「廃止検討」となった補助金について、廃止に向けて関係団体との協議等を進める。	補助金等評価に基づき補助金の廃止を検討する。（政策評価システム内で運用する）	●	→					各担当課
21	運営費補助から事業費補助への切替え	補助金の使途の透明化を図るため、補助金について、原則として運営費補助から事業費補助への切り替えを進める。	補助金等評価に基づき事業費補助へ切り替える。（政策評価システム内で運用する）	▲	→					各担当課
22	補助団体への事務局の移管	団体の組織育成の観点から、補助団体の事務局を行政部局は担わないこととし、補助金について関係団体との協議を進める。	補助金等評価に基づき事務局の移管を行う。（政策評価システム内で運用する）	▲	→					各担当課
23	公募型補助金制度の導入	市民の公益公共部門への積極的な参加を支援するため、公募による補助金の制度を導入する。	「公益活動事業補助金」、「協働事業提案制度」の運用を継続する。	●	→					行政推進課
24	補助金の審査機関の設置	公募型補助金も含めて補助金を審査するため、市民による補助金の審査機関を設置する。	外部評価委員会により評価を行う。（政策評価システム内で運用する）	●	→					行政推進課
25	補助金の審査方法等の確立	補助金の統一的な審査方法、基準を確立するとともに、補助金執行後のチェック体制を強化する。	外部評価委員会により評価を行う。（政策評価システム内で運用する）	●	→					財政課 行政推進課
26	福祉施設整備支援事業の見直し	福祉施設の整備に対する補助のあり方を見直し、方針を明確化する。	—	●	→					福祉課

3-(2) 負担金等の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
27	各種協議会等への加入の見直し	市が加入している各種協議会や団体などについて、脱会も視野に入れて加入意義を再検討するとともに、一部事務組合も含めて負担金の減額を要望していく。	—	●	→					各担当課
28	し尿処理業務の見直し	道央地区環境衛生組合に対して、組合業務の見直しや事務の効率化、負担の軽減などを図るよう構成団体として要望していくとともに、し尿処理のあり方について抜本的な見直しを提起する。	—	▲	▲	▲	●	→		廃棄物対策課

3-(3) 受益者負担の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定				担当 課
					23	24	25	26	
29	無料施設の有料化	利用料が無料となっている公共施設について、管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、有料施設への転換を行う。	平成25年度、使用料見直しについて検討する。	●	→				財政課
30	有料施設の使用料見直し	公共施設の管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、適正な使用料への改定を行う。	平成25年度、使用料見直しについて検討する。	●	→				財政課
31	家庭ごみの減量化・有料化	家庭系廃棄物の処理について、市民への情報提供を積極的に行いながら、徹底したごみの分別などにより減量化を進めるとともに有料化を実施する。	—	●	→				廃棄物 対策課
32	手数料の見直し	各種手数料のコスト等の状況を検証し、適正料金への見直しを行う。	平成25年度、手数料見直しについて検討する。	●	→				財政課
33	受講料・参加料の見直し	各種スポーツ教室等の受講料などについて受益者負担の見直しを行う。	—	●	→				社会教育課
34	学童クラブ運営事業の見直し	利用者負担のあり方を検討し、受益者負担を導入する。	—	●	→				児童家庭課
35	機能訓練教室事業の見直し	機能訓練教室事業の送迎費用の一部に、自己負担の制度を導入する。	—	●	→				高齢者 支援課
36	下水道管理図面頒布費用の見直し	地図情報の図面印刷サービスに係る経費について頒布費用の見直しを行う。	—	●	→				下水道課
37	学校開放事業の見直し	学校開放は市民に開かれた学校として利用が定着している。今後は、人件費や維持管理費の面から受益者負担と運営システムについて見直しを行う。	北広島団地内小学校の統合に伴う後施設の利用形態を考慮し、受益者負担等のあり方を見直す。	○	○	▲	●	→	社会教育課
38	三市交流事業の見直し	札幌市厚別区、江別市、北広島市の三市交流を市民主導の交流事業に育て、参加者負担の検討を行う。	—	●	→				政策調整課

3-(4) 財源確保の取組み

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定				担当 課
					23	24	25	26	
39	市税の徴収体制の強化	夜間や休日の電話催告の強化実施、管理職を含めた徴収業務支援体制の強化、滞納管理システムの導入などにより、未納者への早期対応を行う体制をとる。	—	●	→				税務課
40	市税の納付方法の拡大	コンビニエンスストアでの収納取扱いを含め、口座振替の促進や収納方法の拡大を進める。	クレジットカード収納・マルチペイメント収納など新たな収納方法について、情報収集及び検討する。	▲	→				税務課
42	悪質滞納者への対応の強化②	財産差押え等の執行強化など、滞納者に対する対応を強化する。	—	●	→				税務課
43	公共物等への有料広告の掲載	自主財源を確保するため、市の印刷物や公共施設への有料広告の掲載基準を策定し、収入増加を図る。	—	●	→				契約課
45	未利用市有地の処分	未利用市有地の処分等を計画的に実施する。また、地域のまちづくりを促進するため、土地利用の提案を募集し、土地を賃貸するなどの方策を検討する。	—	●	→				契約課

3-(5) 財政の健全性の維持

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定				担当 課
					23	24	25	26	
46	中長期財政推計の実施	5年から10年程度の期間を見据えた財政推計を実施し健全な財政運営を行う。	—	●	→				財政課
47	PFI導入指針に基づく運用	民間資金やノウハウを活用し、公共施設の設計、建設、維持管理、施設運営などを一体で行うPFIの導入指針に基づき具体的な運用を行う。	PFI以外の民間手法の活用について調査検討を継続する。	▲	→				契約課 行政推進課

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
48	建設事業コストの縮減	建設事業コスト縮減行動計画に基づき、毎年行動項目を見直ししながら、各種コストを縮減する。	「北広島市建設事業コスト縮減に関する新行動計画」に基づき実施する。	●	→					工事審査・検査担当
49	公共施設ストック計画の作成	今後の修繕・更新計画の基礎資料とするため、市が所有または管理する施設の種類、耐用年数、更新年度等を明らかにした公共施設ストック計画の作成に着手する。	財政推計や推進計画などの作成に活用する。	▲	▲	●	→			建築課
111	市債利息の軽減	公的資金補償金免除線上償還が可能になったため複数の市債を整理して低利の資金に借り換え、償還に伴う利払いを軽減する。	民間資金の借り換えについて検討する。	●	→					財政課

基本目標4 行政運営システムの改革の推進

4-1(1) 行政サービスの向上と電子自治体の構築

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
50	ワンストップサービスの実施	転入・転居などの際に国民健康保険や老人保健、介護保険などの届けを一箇所で可能とする窓口と、住民票や税証明など需要の多い各種証明の窓口を集約するワンストップサービスを実施する。	新庁舎でのワンストップサービスのあり方などについて検討する。	▲	→					市民課
51	窓口業務時間の延長	フレックスタイム勤務制度などを活用し、窓口業務時間を延長する。	窓口業務時間延長について、調査・検討する。	▲	→					行政推進課
52	職員の接遇の向上	窓口等における職員の対応は市民満足度を高める上で重要であることから、全職員の意識改革を図る接遇研修等を実施し、接遇を向上する。	—	●	→					職員課
53	窓口の案内人の配置	窓口業務の繁忙期等に、申請書の記載方法の説明などをする案内人を配置する。	—	●	→					市民課
54	住民記録情報システム運用管理事業の見直し	住民記録情報システムと各課が所管するシステム（税、国民年金、老人医療等）との連携を図るため、機器の更新計画に合わせ改善する。	—	●	→					情報推進課
55	出張所における住民記録情報（所得情報）の活用の拡大	出張所で「所得要件や課税要件を把握して受付する業務」に迅速に対応するため、所得情報の利用範囲を整理し、住民記録情報システムの活用を拡大する。	—	●	→					市民課
56	文書管理・電子決裁システムの構築	市の意思決定を迅速化し、情報公開等への迅速な対応を可能にするため、文書管理・電子決裁システムを構築する。	—	▲	▲	●	→			情報推進課
112	公共施設再配置計画の策定（新規）	現有施設を活かしながら、地域の特性に合った公共施設を配置するために、公共施設再配置計画を策定する。	—		▲	●	→			政策調整課

4-1(2) 民間活力の導入など

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
58	秘書業務の見直し	随伴のあり方を見直すとともに、秘書業務を専門とする人材派遣等について検討する。	効率的、効果的な秘書業務のあり方について、引き続き検討する。	▲	→					秘書課
59	市営駐車場運営事業の見直し	東駐車場の利用促進のため、料金体系を見直す。また東西駐車場において指定管理者制度を活用する。	—	●	→					土木事務所
60	職員研修業務の委託	効果的で効率的な職員研修とするため、外部委託等を促進する。	—	●	→					職員課
61	庁内LANシステム管理の委託	庁内LANシステム管理のうち現在直営業務の委託を実施する。	「自治体クラウド」などICTの新たな動きについて調査・検討する。	▲	→					情報推進課
62	給食センター業務の委託拡大	給食センターのボイラー業務の委託を行う。	—	●	→					給食センター

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定				担当課
					23	24	25	26	
63	水道開閉栓業務委託事業の見直し	現在の水道開閉栓業務委託の業務内容に、職員が対応している漏水等の異常水量に対する現地調査業務等を新規に加えるなど委託業務範囲を拡大する。	委託業務の範囲拡大について検討を継続する。	○	→	▲	▲	業務課	
64	土木維持管理業務の委託	土木維持管理の委託業務の統合化や現行直営業務の委託化を進める。	—	●	→	→	→	土木事務所	
65	芸術文化発表支援事業の見直し	市民文化活動の展示会の運搬等の支援をしているが、今後は、市民主導の自立した活動へと移行していく。	—	●	→	→	→	文化課	
67	広報紙作成の委託等	広報きたひろしまの作成発行業務を民間委託又は市民協働型により実施する。	—	●	→	→	→	情報推進課	
68	公園・緑地、パークゴルフ場への指定管理者制度活用	公園・緑地、パークゴルフ場の管理において指定管理者制度を活用する。	—	●	→	→	→	都市整備課	
69	総合体育館の委託等	総合体育館業務の委託拡大又は指定管理者制度の活用により、施設の管理運営やスポーツ教室などの事業を委託等の手法で実施する。	—	●	→	→	→	社会教育課	
70	上下水道料金収納業務委託事業の見直し	上下水道料金収納の委託料について、歩合制の課題も含めて内容を見直す。	—	●	→	→	→	業務課	
71	各種スポーツ教室開催事業の見直し	市民ニーズを的確に把握し、事業の実施主体を各種市民団体等へ移管する。	—	●	→	→	→	社会教育課	
72	児童センター管理運営の委託等	児童センターの管理運営業務の委託又は指定管理者制度の活用を行う。	新たな児童センター開設に合わせ、輪厚児童センターの運営委託を行う。	▲	▲	▲	●	児童家庭課	
73	市立保育園の民営化	市の基幹となる保育園を残しながら市立保育園の民営化を進めることとし、当面平成19年度に4園のうち1園の民営化を行う。	「子ども・子育て新システム」の内容や保育状況、幼稚園の動向等を見極めたうえで、市立保育園の統廃合や民営化について検討する。	▲	→	→	→	児童家庭課	
75	学童クラブ運営方法の見直し	市民の参加・協働による自主的、弾力的な学童クラブの運営を目指し、委託化を含め運営方法を見直す。	「子ども・子育て新システム」で示される放課後児童給付(仮称)の基準に合わせ見直しを行う。	▲	→	→	→	児童家庭課	
76	土木積算・施工管理業務の委託	土木積算や土木施工管理業務の外部委託を実施する。	大規模な工事について、積算・管理業務の委託を継続する。	▲	→	→	→	都市整備課	
77	下水処理センター管理の委託等	下水処理センター管理業務の包括業務委託を行う。	—	●	→	→	→	下水処理センター	
78	図書館業務の委託の拡大	図書館業務について外部委託を拡大する。	—	●	→	→	→	文化課	
80	芸術文化ホール管理等の委託等	芸術文化ホール管理等の委託業務の拡大又は指定管理者制度の活用を行う。	—	●	→	→	→	文化課	
81	消防業務の領域の見直し	現在市長部局で行っている業務の一部を消防において担当することを検討する。	—	●	→	→	→	消防本部総務課	
83	消防の本部業務の広域化の検討	消防の本部業務(事務、通信、指令)について広域化の検討を行う。	平成25年度、消防救急無線のデジタル化を行う。指令業務の共同運用、消防広域化に向け、3市(北広島市、千歳市、恵庭市)での協議を継続する。	▲	→	→	→	消防本部総務課	
113	指定管理者制度活用の拡大(新規)	新たな施設で指定管理者制度を活用する。	—	○	→	▲	▲	各担当課	

4-(3) 簡素で効率的な行政組織

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
85	行政組織の改編	「簡素で効率的」「分かりやすい」「政策形成、施策実現可能」という視点で見直しを行い、行政組織の改編を実施する。	—	●	→					職員課
86	契約事務の一元化	水道部業務課の工事に関する契約事務を、契約課に事務委託し効率化を図る。	—	●	→					契約課
87	給排水設備の完了検査の統合	業務課の給水設備、下水道課の排水設備の完了検査を統合する。	—	▲	●	→				業務課

4-(4) 職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
88	職員数の削減	平成18年度に定員適正化計画を見直し、業務の民間委託や民営化、行政組織のスリム化等を推進することにより、現在523人の職員数を今後10年間で15%（80人程度）削減する。	定員適正化計画を見直す。	●	→					職員課
89	給与制度の見直し	大幅な改革が見込まれる国と地方の公務員制度の内容を考慮し、本市の職員給与制度の見直しを実施する。	—	●	→					職員課
90	特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当の必要性等を検証し、見直しを行う。	—	●	→					職員課
91	時間外勤務の縮減	職員の適正配置、業務の一層の効率化を図り、時間外勤務縮減の取組を強化する。	各課の執行状況の把握、ヒアリングの実施、分析、改善の指導を行う。	▲	→					職員課
92	民間企業等経験者の採用	今後の職員の年齢構成を考慮しながら、豊富な知識を身につけた民間企業等経験者の採用を行う。	—	●	→					職員課

4-(5) 人材育成の推進

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
94	人材育成の充実	人材育成基本方針を改訂し、市職員の能力と個性を最大限に生かす人材の確保、開発、活用、評価の導入など人材育成を充実する。	—	▲	●	→				職員課
95	目標管理手法や人事考課制度の導入	目標管理手法や人事考課制度を導入し、職員の能力を最大限に発揮できる仕組みをつくる。	人事評価の対象の拡大を行う。試行から実施に移行する。	▲	→					職員課
96	職員の人材活用の促進	育成型ジョブローテーションや複線型人事制度を導入し、職員の適性を見極めながら人材を活用するとともに、専任職や専門職を養成する仕組みを構築する。	職員の人材活用につながる新たな人事制度の検討を進める。	▲	→					職員課
97	職員の政策形成能力の向上	研修の充実などにより、職員の政策形成能力と説明責任意識をさらに向上させていく。	—	●	→					職員課

4-(6) 各種業務等の改善

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定					担当課
					23	24	25	26		
98	総合調整機能の強化	市の政策や重要事項の決定に際し、的確なトップマネジメントの補佐と庁内の情報共有化による円滑な行政運営方法を強化する。	—	●	→					政策調整課
99	歴史資料等の保存	保存年限を超えた行政文書のうち将来歴史資料となりうるものを整理保存する方法を確立する。	—	●	→					情報推進課
100	補助金手続きの簡略化	定額補助に関する事務や実績報告書の提出方法など、補助金の手続きを簡略化する。	—	●	→					財政課

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定				担当課
					23	24	25	26	
101	小・中学校の適正配置等	教育環境の充実のため小・中学校の適正配置を検討するとともに、平成20年度に小学校の通学区見直しを実施する。	—	▲	▲	●	→	→	学校教育課
103	生涯学習振興会の組織づくり	生涯学習や地域づくり活動を振興するため、これらに関連する団体等のネットワークにより（仮称）生涯学習振興会を組織化する。今後、段階的に各地区で振興会が組織化された後、全市的な振興会を設立する。	—	▲	→	→	→	→	社会教育課

4-(7) 事務事業評価結果による見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	H23～H26 重点実施内容	22 現在	今後の予定				担当課
					23	24	25	26	
104	交通傷害保険事業の廃止	加入者の減少や民間保険の充実など社会情勢の変化により、一定の役割を終えたと判断し事業を廃止する。	—	●	→	→	→	→	市民課
105	高齢者祝福事業の廃止	高齢者に対する一律現金給付を段階的に廃止する。（18年度に喜寿、19年度に米寿、20年度に百歳）	—	●	→	→	→	→	高齢者支援課
106	福祉タクシー助成事業の見直し	障がい者の外出支援方法を選択的にし、自動車燃料助成導入を検討する。	—	●	→	→	→	→	福祉課
107	救急医療啓発普及事業の見直し	事業内容の見直しを行い、救急医療に関する啓発の効果を高める。	—	●	→	→	→	→	健康推進課
108	在宅当番医制度の見直し	受診状況等に応じた制度へ見直しを行う。	—	●	→	→	→	→	健康推進課
109	学校施設開放事業の利用促進	学校施設開放事業の利用促進のため、積極的に情報提供を行い、開放校の拡大について検討する。	—	●	→	→	→	→	教育総務課
110	監査事務の見直し	行政事務の執行に関する監査など監査機能の強化を図り、監査に関する情報を市のホームページ等で分かりやすく公表する。	—	●	→	→	→	→	監査委員事務局

今後の方向性を早急に決定するもの

番号	改革項目	実施内容	H22現在の考え方	22 現在	担当課
41	悪質滞納者への対応の強化①	行政サービスの制限等を盛り込む悪質滞納者に対する特別措置条例等について検討する。	他自治体の導入が進展している状況ではなく、その効果についても不透明であることから、さらに情報収集を継続する。	○	税務課
44	法定外税導入の検討	新たな行政課題への対応や市独自の施策を展開するための財源確保策として、法定外目的税など新税の導入を検討する。	具体的な政策が形成されたときにその財源として法定外目的税の創設が可能かどうか判断するが、他自治体の導入事例など、さらに情報収集を継続する。	○	税務課
57	電子入札・契約システムの構築	入札に伴う資格申請書から、入札、受注者との契約までの業務を効率化するため、インターネットを活用した電子入札・契約システムを構築する。	北海道電子自治体プラットフォーム(HARP)を活用した電子入札・契約システムの導入に向け検討を継続する。	○	契約課
74	市営住宅管理の委託等	市営住宅と併設の駐車場管理業務の委託化又は指定管理者制度の活用を行う。	維持管理・点検業務の効果的な委託方法について検討する。指定管理者制度の活用については、管理戸数が340戸と少なく費用対効果は小さいが、さらに情報収集を継続する。	○	建築課
93	任期付職員採用制度の導入	専門的な行政課題や一定期間に終了する業務に対応するため、任期付職員採用制度を導入する。	本制度の課題点（必要性・有効性等）の整理・検討を進め、新たな行政課題や一定期間に終了する業務などへの任期付職員採用制度の導入について、検討を継続する。	○	職員課
102	コンプライアンス体制の充実	行政の透明性をより高め、市民から信頼される市役所をつくるため、内部通報制度を含めた市のコンプライアンス（法令遵守）体制を充実する。	法令順守体制に関する情報を収集する。	○	総務課

取組停止

番号	改革項目	実施内容	取組停止理由	取組停止年度	担当課
66	脳障がい者等の地域交流会事業の見直し	公益活動団体が主催できる可能性があり、実施主体を見直す。	対象者が閉じこもりが予想される高齢者となり、事業も介護保険制度の地域支援事業(実施主体は市町村)に位置付けされたことから取組停止とする。	H19年度	高齢者支援課
79	フレンドリーセンター運営事業の充実	より多くの方が参加できるよう事業内容を見直すとともに、運営委員会による自主運営へと移管する。	組織的に運営委員会での自主運営が難しいことから取組停止とする。	H19年度	社会教育課
82	消火栓維持業務等の委託の検討	消防業務を全般的に検証し、消火栓維持業務など外部委託可能な業務を検討する。	消防業務は、直営で行うべき業務が大半であり、消火栓維持業務については修繕計画を策定し直営で実施することとしたことから取組停止とする。	H20年度	消防署 消防課
84	水道業務の広域化の検討	石狩東部広域水道企業団(北広島・江別・千歳・恵庭・北海道・長幌上水道企業団で構成)から現在用水を購入しているが、末端給水も含めて企業団が広域的に処理する方策を検討する。	構成団体により、水道の整備水準、技術水準、経営状況等が異なるため、意見がまとまらず、企業団での広域化の議論も停止状態になっていることから、取組停止とする。	H21年度	業務課